

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	農地台帳（農業委員会サポートシステム）	
市の機関の名称	農業委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	農業委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	農地法第52条の2に規定する農地台帳を作成するため。また、農業委員会等に関する法律第6条各項に規定する事項に関する事務を処理するに当たり、必要な資料を整備するため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 電話番号、6 世帯状況、7 続柄、8 所有農地、9 賃貸借状況、10 農業者年金受給状況	
記録範囲	管内農地の所有者、耕作者	
記録情報の収集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地法を根拠に固定資産台帳、登記簿、住民基本台帳から収集 ・ 提出された届出や許可申請に基づくものから収集 	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	国県他市町村、一般社団法人農業会議、独立行政法人農業者年金基金、農地中間管理機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）農業委員会事務局	
	（所在地）〒300-0192 かすみがうら市大和田 562	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	